

エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金 に関するよくあるご質問（Q&A）

※随時、更新されます。

共通事項

Q 給付金は、いつ振り込まれますか？

A **【住民税非課税世帯の場合】**

6月30日発送の「確認書」を受け取った方で、必要事項を記入し、返送いただいた書類に不備等がない場合は、7月19日から順次、振り込みしています。

申請書類を受理後、書類に不備等がない場合は、おおむね2週間から1か月程度で振り込まれます。

【家計急変世帯の場合】

申請書類を受理後、申請内容を審査し、支給が決定した方から順次、振り込まれます。

なお、審査に約1か月程度かかります。書類に不備等がある場合は、さらにお時間がかかりますのでご了承ください。

Q 生活保護を受給しています。支給対象になりますか？

A 支給対象世帯の要件に該当する場合は、支給対象となります。なお、給付金は収入認定されません。

Q 提出書類の記入方法が分かりません。教えてください。

A 徳島市物価高騰支援給付金コールセンター（TEL088-602-1447）へお問い合わせください。また、市役所1階国際親善コーナーの相談窓口でも、書類の記入や提出を受け付けています。

Q 給付金は誰に振り込まれますか？

A 原則として、世帯主の方の口座へ振り込まれますが、代理人による給付金の受給や申請手続きが認められる場合もありますので、詳しくは、徳島市物価高騰支援給付金コールセンター（TEL088-602-1447）へお問い合わせください。

Q 本給付金は課税または差押え対象になりますか？

A 「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律」（令和5年6月16日公布）の規定により、本給付金は課税対象および差押えの対象となりません。（ただし、一部世帯（生活保護受給世帯のうち、住民税が課税されている世帯員がいる世帯）を除く。）

Q 外国人は、給付金の対象となりますか？

A 基準日（令和5年6月1日）において、徳島市の住民票に記載されている外国人は、支給要件に該当する場合、支給対象となります。
なお、租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方については、給付金の対象となりません。

Q 令和5年1月2日以降に海外から入国してきた場合は、支給対象になりますか？

A 令和5年1月1日時点で日本国内で生活をしており、かつ、基準日（令和5年6月1日）において、徳島市の住民基本台帳に登録されている場合は支給対象となります。そのため、令和5年1月2日以降に海外から入国してきた場合は、支給対象外となります。

住民税非課税世帯について

Q 最近、徳島市に引っ越して来ました。支給はどこで受けられますか？

A 令和5年1月1日時点で日本国内で生活をしており、かつ、基準日（令和5年6月1日）において、徳島市の住民基本台帳に登録されている場合は徳島市で支給を受けられます。

Q 自分の世帯が住民税非課税世帯かどうか教えてくださいませんか？

A 住民税非課税世帯で支給対象となる可能性がある世帯には、徳島市から申請書類を送付します。

Q 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯とはどのようなものですか？

A 例えば、親（課税）に扶養されている一人暮らしの学生（非課税）や、別居の子（課税）に扶養されている親（非課税）などになります。

Q 自分が、住民税均等割が課税されている者から扶養されているかどうか教えてくださいか？

A 親族等にご自身で確認いただく必要があります。

Q 税の未申告者のいる世帯ですが、本給付金の対象となりますか？

A 税の未申告の方がいる世帯には、令和5年8月9日に申請書を発送しています。支給要件をご確認いただき、支給対象世帯に該当すると思われる場合は、必要事項を記入のうえ返送してください。世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税であることが確認できましたら、本給付金の支給対象となります。

Q 前回（5万円）のときは書類を返送しなくても自動的に振り込まれましたが、今回は返送しないといけないのでしょうか。

A 前回（5万円・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）のときは、その前に支給された10万円（臨時特別給付金）と支給要件が同じ（令和4年度非課税世帯等）であったため、書類を返送していただくことなく支給することができましたが、今回は支給要件が変わって（令和5年度非課税世帯等）今回新たに支給対象になる方も含まれるので、支給の意思を確認することが必要なため書類を返送していただくことになりました。

家計急変世帯について

Q 申請すれば、必ず支給されますか？

A 申請内容を確認・審査したうえで、支給決定または不支給決定の通知を送付いたします。不支給決定の場合は、支給対象となりません。

Q 最近、徳島市に引っ越して来ました。支給はどこで受けられますか？

A 令和5年1月1日時点で日本国内で生活をしており、かつ、基準日（令和5年6月1日）において、徳島市の住民基本台帳に記録されている場合は徳島市で支給を受けられます。

Q 家計急変世帯とはどのような世帯ですか？

A 令和5年1月から10月までの間に予期せず家計が急変し、世帯員それぞれの1年間の収入見込額（令和5年1月から10月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいいます。）が住民税非課税水準に相当する額以下まで減少した世帯を指します。

ただし、世帯全員が、住民税均等割が課税されている者の扶養を受けている場合や、令和5年1月2日以降に入国し新たに住民登録された者は、対象となりません。

Q 「任意の1か月の収入」は、令和5年1月から10月までのどの月を選定してもよいのですか？

A 令和5年1月以降であれば、どの月を選定しても構いませんが、直近の家計の状況に基づき判定するため、申請月にできる限り近接した月を選定して申請してください。

Q 「予期せず家計が急変」したことに該当しない例を教えてください。

A 「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当せず、当該月を「任意の1か月の収入」として申請することができません。

また、不法行為に起因する収入の減少は、「予期せず家計が急変」したことに該当しません。

Q 昨年（令和4年）に収入が下がった場合も支給対象となりますか？

A 令和4年中の収入の減少については、対象となりません。

Q 家計急変による申請に必要な添付書類について、給与明細を勤務先からもらえない場合や自営業の場合など、挙証資料がない場合はどのように対応したらよいですか？

A 預金通帳の写しなどを確認するほか、どうしても収入額が分かる資料がない場合は、別に徳島市が定める「申立書」に記入して申請していただきます。詳しくは、徳島市物価高騰支援給付金コールセンター（TEL088-602-1447）へお問い合わせください。